電気通信事業法第３１ 条の概要

A　第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

（NTT東日本、NTT西日本
［平成17年度末現在］）

禁止行為規定遵守措置
状況等報告（第4項）

行為の停止・変更命令（第3項）

総務大臣

■ Aの役員は、Bの役員を兼ねてはならない。（第1項）
■ Aは、次に掲げる行為をしてはならない。（第2項）
① 他の電気通信事業者が第一種指定電気通信設備との接続に必要な
ア 電気通信設備の設置又は保守
イ 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
ウ 情報の提供
② 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他
他の電気通信事業者からの業務の受託
について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

B　特定関係事業者
（ア：Aの子会社、イ：Aの親会社、ウ：イの子会社のうち総務大臣が指定するもの）

（NTTコム
平成14年1月10日指定
［平成17年度末現在］）

特定関係事業者の指定（第1項）